

# 家畜衛生便り

No.348 平成31年3月15日

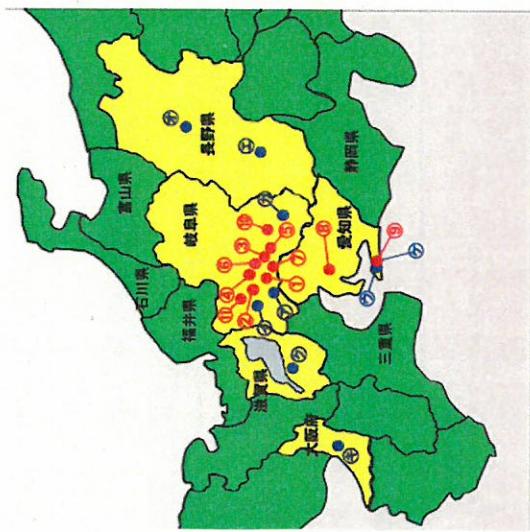
徳島県家畜防疫衛生センター  
西部家畜保健衛生所 吉野川川府舎  
鷹島県吉野川市鷹島町浜柳  
TEL. 0883-24-2029 FAX. 0883-24-1397  
三好郡東みよし町中庄  
TEL. 0883-82-2397 FAX. 0883-82-4843

## 豚コレラの国内における発生状況について

平成31年3月7日、岐阜県山県市の養豚農場において、豚コレラの疑似患畜（国内11例目）が確認されました。養豚関係者の皆様方にこれからましては、今後も農場の出入時の車両消毒や衛生管理区域専用の服及び長靴の着用、野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守をお願いいたします。

<発生農場の概要>

所在地：岐阜県山県市  
経営：豚一貢農場  
飼養頭数：1,507頭（精査中）



## 豚コレラ・アフリカ豚コレラの侵入防止対策を徹底しましょう！

本年9月、日本において26年振りに豚コレラが発生しました。近畿圏では、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生が確認しております。

### 衛生管理を徹底しましょう！



関係者以外の農場への立入を禁止



農場(畜舎)には、消毒を実施

飼料に生肉を含む又は含む可能性がある場合は、十分に加熱処理

2018年9月、11月、12月、2019年1月

### 豚コレラ

典型的な症状が強く、気がつきにくい裏面です。  
発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便器に滲ぐ下痢、呼吸困難等



元気がない



耳垂炎

2018年9月以降  
中国で発生確認

病状は多岐に渡り、甚急性では突然死亡、  
急性では発熱が見られます。

症状を発現したら直ちに通報して下さい！



死亡

チアノーゼ



細胞炎

病状は多岐に渡り、甚急性、急性、  
亜急性、慢性の症状を示す。甚急性では突然死亡、急性では発熱(40~42°C)、皮下出血、触感の強大、粘血便、チアノーゼ等を呈し、  
死亡率は100%に近い。

詳細情報はこちら(農林水産省HP) 豚コレラについて: <http://www.maff.go.jp/jyuji/seisaku/afrikakenreki.html>

## 安全・安心な畜産物のため動物用医薬品や飼料の適正な使用に努めましょう！

### 1 動物用医薬品の使用について

- (1) 獣医師の診断・指示書に従いましょう。  
処方箋や指示書に記載し、保管しましょう。  
・使用記録を帳簿に記載し、保管しましょう。  
・使用した年月日、場所  
・医薬品の名称  
・使用対象動物及びその生産する乳・鶏卵などを食用に供するために出荷することができる年月日
- (2) 使用基準を守らないと…  
出荷した乳・肉・卵・蜂蜜等に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。

### 抗菌剤・駆虫薬は

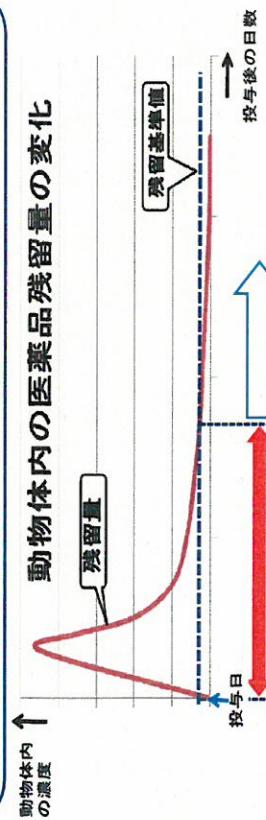
### 使用基準を守り、正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休業期間）などの使用基準を守って使用しなければいけません。

使用基準を守らないと…

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜等に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。

### 動物体内的医薬品残留量の変化



使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。

使用基準や投与方法を守らなかつた事例（損害は農家負担）

➢出荷前の際に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉に残留（8頭分の豚肉等を回収）。

➢牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休業期間を1日短く出荷したため牛肉に残留（12kgを回収）。

➢探卵鶏に使用できない抗園剤を投与し、卵に残留（自主回収も含め約10万個回収）。当該農家は廃業。

➢腐敗病予防薬を専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巢箱内に粘着。洗浄で除去しきれず、はちみつに残留（3t回収）。

### 2 飼料・飼料添加剤の使用について

- (1) 抗生物質や合成抗園剤の入った飼料は使用期間・方法を守りましょう。  
・撹乳中の牛・産卵中の鶏、うずら、ヒツジ前7日間の牛・豚・鶏には使用出来ません。
- (2) 飼料の原料に注意して給与してください。  
・肉骨粉などを原料とした飼料は、牛に給与しないでください。  
・対象家畜が販売している飼料は、他の家畜に給与しないでください。  
・化学物質や重金属など、人や家畜に危害を及ぼすものを与えなでください。
- (3) 飼料の保管に注意しましょう。  
・高温多湿な場所は避け、ネズミなどが侵入しないようにしてください。  
・カビ・細菌等に汚染された飼料は与えないようにしてください。
- (4) 飼料の給与を帳簿に記録し、決められた期間保存しましょう。  
・使用した年月日、場所、量  
・使用した家畜の種類  
・飼料の名前  
・飼料を購入した年月日、購入先

### 使用基準の確認と使用の記録



- 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。  
① 使用年月日、② 使用場所、③ 対象動物、④ 薬品名、⑤ 用法・用量、⑥ 出荷可能日※ 医薬品の使用に問題がないことの~~正確性~~になります。
- 獣医師の発行した「動物用医薬品指示書」や「出荷制限期間指示書」がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

- 未承認動物用医薬品（個人製造や輸入）の使用は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止されています。  
また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、「使用者の責任」となります。

\* 帳簿の保存期間 … 牛 8 年、豚 2 年、探卵鶏 5 年、フロイラー 2 年

# 家畜衛生便り

No.348 平成31年3月15日

徳島県家畜防護衛生センター  
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎  
徳島県吉野川市鴨島町麻植  
TEL. 0883-24-2029 FAX. 0883-24-1397  
三好郡東みよし町中庄  
TEL. 0883-82-2397 FAX. 0883-82-4843

## 鳥インフルエンザウイルスが検出された野鳥及び野鳥の糞便から低病原性

今般、環境省より、鳥取県東伯郡で捕獲された野鳥（生体）からH7N7亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが、同県鳥取市で採取された野鳥の糞便からH5N1亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

また、平成31年3月8日に岩手県紫波郡紫波町で回収されたオオハクチヨウ1羽の死亡個体について、確定検査の結果、低病原性鳥インフルエンザウイルス(H11N9亜型)が検出されており、家きん・飼養農場への本病ウイルスの侵入リスクが、引き続き高い状態にあると考えられます。

今シーズンの野鳥の鳥インフルエンザ検査状況等（平成31年3月13日14:00現在）

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	監視重点区域指定状況
1	岩手県	紫波郡紫波町	オオハクチヨウ	3/8回収	陽性	3/13 鳥インフルエンザウイルス (H11N9)と 判明 ※高病原性では ない	3/8指定 3/13 14新規解禁

\*環境省HPより

異常が認められたときは、直ちに  
家畜保健衛生所に連絡してください！

<連絡先>

西部家畜保健衛生所  
吉野川庁舎  
東みよし庁舎  
家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しています。

## 家きん飼養農場における防疫対策について

今一度、本病の発生予防を徹底しましょう！

本病の予防には家きん舎への人や車両、野鳥を含む  
野生動物を介したウイルスの侵入防止対策が重要です！

### 発生予防対策の重要なポイント

家きん舎の周囲にはウイルスが侵入する経路が多く存在しています。

今一度、点検・確認をお願いします！



- ◆これまでに急入りに、飼養家きんの毎日の健康観察を行ってください。
- ◆異状を見つけた場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

◎例外を作らずに必ず実施することが大切です！



集卵ラインの隙間から  
ネコが侵入することも！  
(農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」→)



## 安全・安心な畜産物のため動物用医薬品や飼料の適正な使用に努めましょう！

### 1 動物用医薬品の使用について

- (1) 兽医師の診断・指示に従いましょう。  
処方箋や指示書に従い休業期間（出荷制限期間）を守りましょう。
- (2) 使用記録を帳簿に記載し、保管しましょう。  
・使用した年月日、場所  
・医薬品の名称  
・使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵などを食用に供するためには出荷することができる年月日

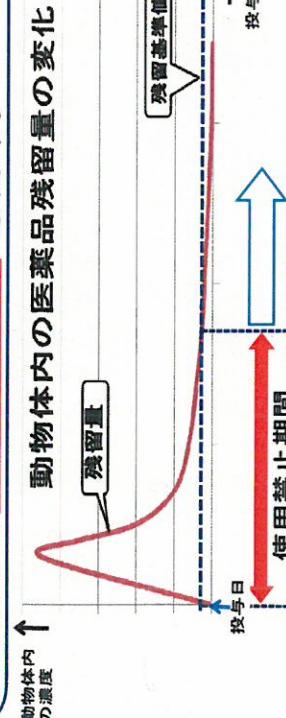
### 抗菌剤・駆虫薬は

### 使用基準を守り、正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休業期間）などの使用基準を守って使用しなければいけません。

#### 使用基準を守らないと…

出荷した乳・肉・卵・蜂窩に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。



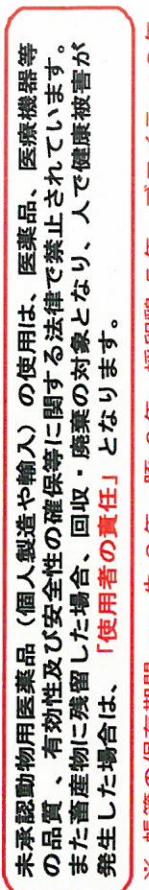
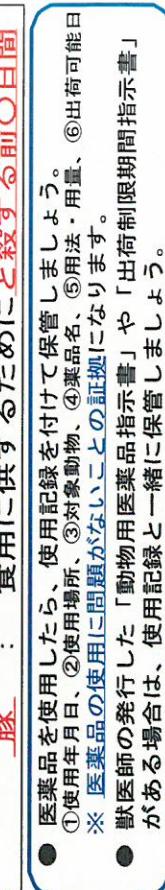
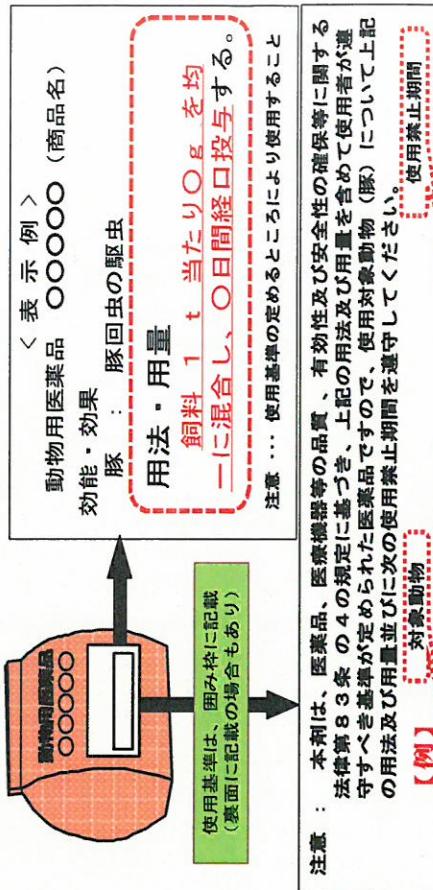
使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。

- 使用前や投与方法を守らなかつた事例（損害は農家負担）  
➢ 出荷前の際に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉に残留（87頭分の豚肉等を回収）。  
➢ 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休業期間を1日短く出荷したため牛肉に残留（124kg回収）。  
➢ 探卵鷄に使用できない抗菌剤を投与し、卵に残留（自主回収も含め約101万個回収）。当該農家は廃業。  
➢ 腐敗病予防薬を専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が梱箱内に粘着。洗浄で除去しきれず、はちみつに残留（3t回収）。

### 2 飼料・飼料添加剤の使用について

- (1) 抗生物質や合成抗菌剤の入った飼料は使用期限・方法を守りましょう。  
・撹乳中の牛、産卵中の鶏、うずら、ヒツジ前7日間の牛・豚・鶏には使用出来ません。
- (2) 飼料の原料に注意して給与してください。  
・肉骨粉などを原料とした飼料は、牛に給与しないでください。  
・対象家畜が服られている飼料は、他の家畜に給与しないでください。  
・化学物質や重金属など、人や家畜に危害を及ぼすものを与えなでください。
- (3) 飼料の保管に注意して保管してください。  
・高温多湿な場所は避け、ネズミなどが侵入しないようにしてください。  
・カビ・細菌等に汚染された飼料は与えないようにしてください。
- (4) 飼料の給与を帳簿に記録し、決められた期間保存しましょう。  
・使用した年月日、場所、量  
・使用した家畜の種類  
・飼料の名前  
・飼料を購入した年月日、購入先

### 使用基準の確認と使用の記録



\* 帳簿の保存期間 … 牛 8 年、豚 2 年、探卵鷄 5 年、プロイラー 2 年

# 家畜衛生便り

No.348 平成31年3月15日

徳島県家畜防疫衛生センター  
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎  
鳴島郡吉野川市鳴島町旗桜  
TEL. 0883-24-2029 FAX. 0883-24-1397  
西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎  
三好郡東みよし町中庄  
TEL. 0883-32-2397 FAX. 0883-82-4843

## 平成31年4月1日より死亡牛のBSE検査 対象月齢が変わります

- ① 96か月齢以上の死亡牛
  - ② 48か月齢以上の起立不能を示す死亡牛  

例：死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛
  - ③ 全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛  

例：興奮やすい、音や光・接觸等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な歎り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛
- 上記①～③については、  
BSE検査を行う必要があります。**



\* めん山羊等のTSE(伝達性海绵状脳症)検査については、検査対象月齢12か月齢以上の死亡しためん山羊等で、変更ありません。

死亡牛には、獣医師の検査書が必要です。担当獣医師に連絡の上、検査書の作成をお願いします。

※死亡牛処理整理票に検査書を添付する必要があります。

なお、「証明書交付手数料」が、520円→1,080円へ変更となりました。併せてご留意ください。

## 牛トレーサビリティ法に基づく届出について

牛の出生や異動、死亡の届出は、速やか、かつ、  
正確に行ってください。  
例) 死亡の年月日は、検査書の「斃死日時」と同日に。



届出した情報は、同封のパンフレットを参照してください。

## 安全・安心な畜産物のため動物用医薬品や飼料の適正な使用に努めましょう！

### 1 動物用医薬品の使用について

- (1) 獣医師の診断・指示に従い休業期間（出荷制限期間）を守りましょう。
- (2) 使用記録を帳簿に記載し、保管しましょう。
  - ・使用した年月日、場所
  - ・医薬品の名称
  - ・使用対象動物及びその生産する乳・鶏卵などを食用に供するためにはと殺または出荷することができる年月日

### 抗菌剤・駆虫薬は

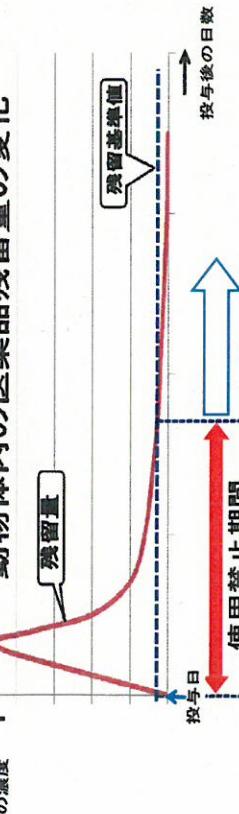
### 使用基準を守り、正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休業期間）などの使用基準を守って使用しなければなりません。

#### 使用基準を守らないと…

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。

#### 動物体内の医薬品残留量の変化



使用基準を守つて使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。

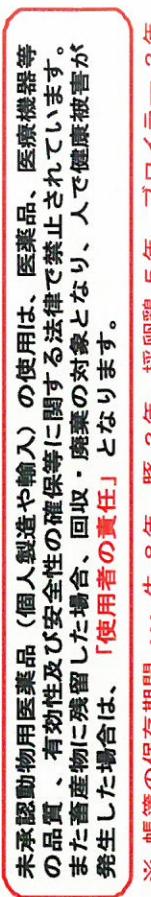
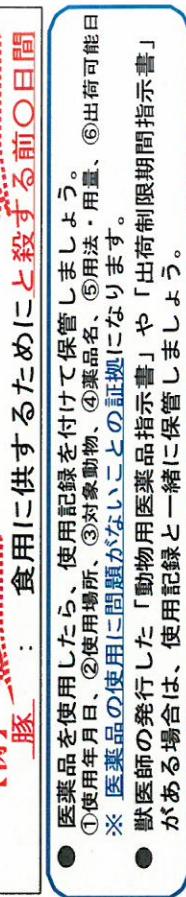
#### 使用禁止期間や投与方法を守らなかつた事例（損害は農家負担）

- > 出荷前の豚に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉に残留（87頭分の豚肉等を回収）。
- > 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休業期間を1日短く出荷したため牛肉に残留（124kg回収）。
- > 探卵鷄に使用できない抗菌剤を投与し、卵に残留（自主回収も含め約101万個回収）。当該農家は廃業。
- > 腐敗予防薬を専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が梱箱内に粘着。洗浄で除去しきれず、はちみつに残留（3t回収）。

### 2 飼料・飼料添加剤の使用について

- (1) 抗生物質や合成抗菌剤の入った飼料は使用期間・方法を守りましょう。  
・撹乳中の牛・産卵中の鶏・うずら・と殺前7日間の牛・豚・鶏には使用出来ません。
- (2) 飼料の原料に注意して給与してください。
  - ・肉骨粉などを原料とした飼料は、牛に給与しないでください。
  - ・対象家畜が限られている飼料は、他の家畜に給与しないでください。
  - ・化学物質や重金属など、人や家畜に危害を及ぼすものを与えなでください。
- (3) 飼料の保管に注意しましょう。
  - ・高温多湿な場所は避け、ネズミなどが侵入しないようにしてください。
  - ・カビ・細菌等に汚染された飼料は与えないようにしてください。
- (4) 飼料の給与を帳簿に記録し、決められた期間保存しましょう。
  - ・使用した年月日、場所、量
  - ・使用した家畜の種類
  - ・飼料の名称
  - ・飼料を購入した年月日、購入先

### 使用基準の確認と使用の記録



※ 帳簿の保存期間 … 牛 8 年、豚 2 年、探卵鷄 5 年、ブロイラー 2 年

No.349 平成31年3月15日

徳島県家畜保健衛生センター	吉野川庁舎
西部家畜保健衛生所	鴨島町麻植塚
TEL. 0883-24-2029	FAX. 0883-24-1397
三好郡東みよし町中庄	東みよし庁舎
TEL. 0883-82-2397	FAX. 0883-82-4843
家畜保健衛生所ホームページ URL <a href="http://www.pref.okushima.ip/docs/2014_022000090/">http://www.pref.okushima.ip/docs/2014_022000090/</a>	

# 広報家畜衛生

国内 みつばち届出伝染病発生状況（平成30年1月～10月分）

	1月										農林水産省HP	監視伝染病の発生状況より
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
腐蛆病	0	0	2	6	3	2	1	7	9	11	41	H30年1月～10月合計
バロア病	0	0	5	7	5	2	1	21	41	44	126	
チヨク病	0	0	1	0	1	0	0	20	2	1	24	
ダカリニン症	0	0	0	0	1	0	0	860	7	1	869	
ノゼマ病	3	0	1	0	0	0	0	459	37	0	497	

## みつばちの飼育にあたって

蜜蜂には家畜伝染病予防法により定められている伝染病があります。  
家畜伝染病（法定伝染病）とは、最寄りの家畜保健衛生所に大別され、これで報告する必要があります。

### 法定伝染病

- ・腐蛆病（アメリカ腐蛆病、ヨーロッパ腐蛆病）

### 届出伝染病

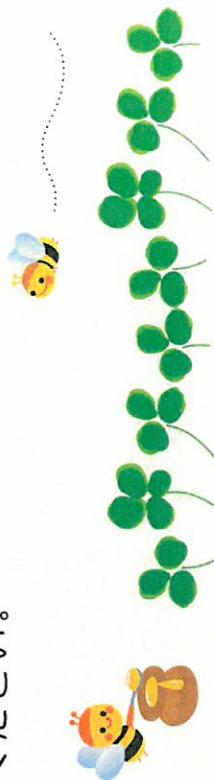
- ・バロアク病
- ・チヨク病
- ・ダカリニン症
- ・ノゼマ病



## タイラン水溶散について

アメリカ腐蛆病の予防薬（タイラン水溶散）について、使用の自粛が解除されました。タイラン水溶散の使用にあたっては、留意事項を遵守することが条件となるっています。

留意事項など詳細については、同封の資料を参照してください。



蜜蜂が病気になると、飼育蜂群に大きな被害が生じる場合があります。病気の発生を予防するためにには、日頃から衛生的な飼育管理を行い、蜂群を健康に保つことに心掛け下さい。消毒に関しては消毒薬の残留に十分注意して使用して下さい。

# みつばち用医薬品は 使用基準を守り、正しく使いましょう



みつばち用医薬品は、使い方、使用量、使用禁止期間（休業期間）などの**使用基準を守つて使用しなければなりません。**

**使用基準を守らないと…**  
出荷した蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、  
**回収や廃棄の対象となります。**

使用基準を守つて使用すれば、食べても問題のないはちみつが  
出荷できます。

(例) 使用禁止期間が「食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産前14日間」である医薬品を9月25日から10月1日までの7日間使用した場合、出荷できるのは10月16日からになります。



現在、みつばちに使用できる医薬品は以下の3製剤です。

薬剤名	使用期間	注意事項
みつばち用アピタン	7日間	投与期間や投与後14日間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない。
日農アピスタン	6週間以内	投与期間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない。
アピバール		

## 投与方法を守らなかつた事例(損害は農家負担)

►みつばち用アピタンを専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去しきれず、ミロサマイシンがはちみつに残留(3tを回収)。

## 使用基準の確認と使用の記録

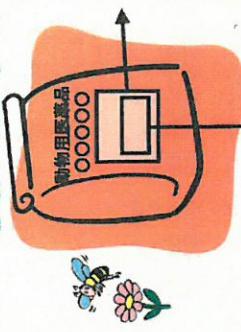
＜表示例＞

動物用医薬品 ○○○○○(商品名)  
効能・効果  
みつばち：アメリカ麻疹病の予防

用法・用量

みつばちの育児箱1箱当たり、  
本剤4.8gを専用飼料に均一に混  
じ250gとしたものを育児箱内に  
置き、7日間経口投与する。

注意一使用基準の定めるところにより使用する  
こと



使用基準は、囲み枠に記載  
(裏面に記載の場合もあり)



生産前14日間

使用禁止期間(休業期間)

対象動物

使用禁制期間(休業期間)

- 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。  
① 使用年月日、② 使用場所、③ 対象動物、④ 薬品名、⑤ 用法・用量、⑥ 出荷可能日  
医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。
- 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。